加古川市感染症対策本部設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）（以下、「感染症法」という。）第６条に規定する感染症のまん延防止及び防疫に関する事項等について協議するため、加古川市感染症対策本部（以下「本部」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　本部は次の各号に掲げる業務を処理する。

(1) 感染症のまん延防止及び防疫に関すること。

(2) 市民啓発に関すること。

(3) 関係機関・団体との連絡調整に関すること。

(4) その他本部長が必要と認めること。

（組織）

第３条　本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長は、防災監をもって充てる。

３　本部長は、本部の事務を総括する。

４　副本部長は、健康医療部長をもって充てる。

５　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。

６　本部員は、防災安全部長、企画部長、総務部長、市民協働部長、産業経済部長、環境部長、福祉部長、こども部長、上下水道局長、消防長及び教育総務部長をもって充てる。

（本部の設置）

第４条　本部長は、感染症の発生状況等により必要と認める場合に本部を設置する。

（会議）

第５条　本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

２　本部長は、必要があると認めるときは本部員以外のものに会議への出席を求めることができる。

（専門部会）

第６条　本部に、専門の事項を調査させるため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

２　部会は、本部長が指名する者をもって組織する。

（本部の廃止）

第７条　本部長は、感染症のまん延等のおそれがなくなったと認められたときは、本部を廃止する。

（庶務）

第８条　本部の庶務は、健康医療部地域医療課において処理する。

（補足）

第９条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成８年７月３０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年４月１７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年９月３０日から施行する。